

短期給付の内容

(平成23年10月現在)

区分	給付事由		本人 被扶養者	法定給付		附加給付	提出書類	
				給付名	給付額			
保健給付	病気・ 負傷	組合員証を使用して医療機関にかかったとき	本人	療養の給付	総医療費の70/100	一部負担金払戻金(本人) 家族療養費附加金(被扶養者)	不要(自動給付)	
			被扶養者	入院時食事療養費 訪問看護療養費 家族療養の給付	総食事費一自己負担額 総医療費の70/100 総医療費の70/100			
		本人	被扶養者	高額療養費	第5節短期給付の内容と手続 1-(2)-オ参照		自己負担額から20,000円を控除して得た額 (100円未満の端数切捨て)	不要(自動給付)
		本人	療養費	保険診療を基準とした額 又は定額の70/100	※移送費・家族移送費については支給なし		療養費請求書・診療報酬明細書・ 医師の意見(同意)書・治療用器具 明細書・領収書 移送費請求書	
		被扶養者	家族療養費	保険診療を基準とした額 又は定額の70/100				
		本人	移送費	実費相当額				
	被扶養者	家族移送費	実費相当額					
	出産	組合員が出産したとき (資格喪失後6月以内の出産も含む)	本人	出産費	出産費(本人) 家族出産費(被扶養者) 一律 390,000円	出産費附加金(本人) 家族出産費(被扶養者) 一律 50,000円	出産費請求書等 又は 家族出産費請求書等	
		被扶養者が出産したとき	被扶養者	家族出産費	産科補償医療制度に加入している医療機関等において出産した場合は、30,000円を加算			
	死亡	組合員が死亡したとき	本人	埋葬料	埋葬料(本人) 家族埋葬料(被扶養者) 一律 50,000円	埋葬料附加金(本人) 家族埋葬料附加金(被扶養者) 一律 25,000円	埋葬料請求書 埋・火葬許可証の写し 家族埋葬料請求書 埋・火葬許可証の写し その他	
被扶養者が死亡したとき		被扶養者	家族埋葬料					
休業給付	傷病(出産)のため休職し給料の全部又は一部が支給されないとき	本人	傷病手当金	(給料の1月分×1/22×2/3×1.25)×日数 (1年6月間以内支給)	傷病手当金 療養を必要とするとき、法定給付後、最高6月間法定給付と同額を給付	傷病手当金請求書等		
		本人	出産手当金	(給料の1月分×1/22×2/3×1.25)×日数 出産予定日前又は産前(42日間)	—	出産手当金請求書		
	被扶養者などの傷病看護のため欠勤し、給料が支給されないとき	本人	休業手当金	(給料の1月分×1/22×60/100)×日数	—	休業手当金請求書 看護欠勤届の写し 出勤簿の写し 給料減額整理簿の写し		
	育児休業を取得したとき	本人	育児休業手当金	(給料の1月分×1/22×0.5×1.25)×日数又は給付上限相当額×日数	—	育児休業手当金請求書		
	介護休業を取得したとき	本人	介護休業手当金	(給料の1月分×1/22×0.4×1.25)×日数又は給付上限相当額×日数 ※3月限度	—	介護休業手当金請求書 看護休暇整理簿の写し 出勤簿の写し 給料減額整理簿の写し		
災害給付	不慮の災害で死亡したとき	本人	弔慰金	給料の1月分×1.25	—	弔慰金請求書 家族弔慰金請求書		
		被扶養者	家族弔慰金	給料の1月分×1.25×0.7				
本人	災害見舞金	給料の1月分×1.25×「損害の程度に応じ定められた月数(3月分~0.5月分)」	災害見舞金附加金 ・法定給付額×60/100 ・住居又は家財の1/5以上1/3未満の損害を受けたときは、給料の1月分×1.25×0.5	災害見舞金請求書 写真・新聞の切り抜き その他				
入院	組合員が引き続き5日以上入院したとき	本人	—	—	入院附加金 1日につき500円	不要(自動給付)		
結婚	組合員が結婚したとき	本人	—	—	結婚手当金 80,000円	結婚手当金請求書		

注1 給料の1月分…給付事由が生じた日の属する月の掛金の標準となった給料(給料月額+給料の調整額+教職調整額)
 注2 提出書類…上記提出書類以外にも添付書類が必要なものもあるので、共済事務の手引き参照の上提出してください。